

■障害年金（腎疾患）の等級見直し議論が開始

- このままでは無年金になる透析患者が続出?! -

障害年金の認定（腎疾患による障害）に関する専門家会合が 8 月 14 日、厚生労働省内で開かれ、等級基準の見直し検討課題に、透析施行中や移植を行った場合の判定方法も含まれていることが明らかになりました。

透析においては、他の疾患との公平性を担保する観点から、呼吸器疾患の「軽易な労働以外の労働に常に支障がある程度のもものは 3 級と認定する」例が比較提示され、移植の場合は、肝移植を例に、経過観察の期間を一律「術後 1 年間」とする内容が明記されています。

これら例示された内容が現実のものとなれば、現在 2 級の障害年金を受給している透析患者は、今後、等級認定が「3 級」へ後退することになるため、障害基礎年金（国民年金）が受給できなくなります。つまり、障害基礎年金のみ受けている人（20 歳前発病、国民年金加入中に発病の透析患者）は、無年金になるおそれがあります。

移植を受けた場合は、術後おおよそ 3 年間は 2 級の障害年金を継続して受給できているのが現状ですが、今後は術後 1 年で障害年金が停止されることになります。

基準の見直しについては、近年の医学の進歩を反映し、心疾患や肝疾患などの内部疾患の基準見直しが順次始まっていたところですが、いよいよ腎疾患の議論がスタートしました。

全腎協では、厚労省年金局に対し、9 月末に開かれる第二回会合のヒアリング参加を申入れ、右の主な項目について意見書をまとめ提出しました。

会合は傍聴することも可能です（事前の応募案内★へ申込み必要あり）。事務局では可能な限り、会合の傍聴に参加し、議論の内容について逐次お知らせしたいと考えています。時間的、体力的に可能な方は、是非厚労省の傍聴へご参加ください。多くの患者で傍聴席を埋め、厚労省や委員の皆さんへ私たちの熱気を伝えましょう。

会合はのべ 4 回行われ、年内には見直し内容がとりまとめられる予定です。

★厚労省ホームページで公開

障害年金の認定基準に対する意見書（趣旨）

- ▼透析前の日常生活・労働能力に制限が生じている状況が正しく評価されるよう基準を見直してください。
- ▼人工透析療法施行中は少なくとも 2 級以上であるべきと考えます。
 - ・透析治療は時間的拘束、飲食など労働や日常生活に著しい制限を及ぼすため。
 - ・長期透析に伴う合併症が生じると他人の介助なしに生活ができない状態であるため。
- ▼腎移植については、抗免疫療法施行中は人工透析療法と同様 2 級以上であるべきと考えます。
 - ・抗免疫療法の服用管理は 24 時間欠かせず自己管理が求められるため。
 - ・長期透析により生じた合併症は移植術を受けても改善されず、日常生活に支障があるため。